

豪州における各州の入州規制について（新型コロナウイルス関連）

【ポイント】

●豪州国内の移動に関し、4月3日（金）時点における豪州各州の入州規制の概要をお知らせします。NSW州、VIC州及びACTを除き、入州にあたり14日間の自己隔離が義務づけられています。QLD州及びWA州は州境閉鎖を発表しました。各州政府のウェブサイト参照し、最新の情報の入手に努めてください。

●連邦政府は、必要不可欠でない国内旅行を避けるよう呼びかけています。豪外貿省から、州を越えて移動する場合はパスポートや航空券の写しなどを携帯するよう助言がありました。

【本文】

1 各州の入州規制

豪州国内の移動に関し、4月3日（金）時点における豪州各州（準州・地域を含む）の入州規制の概要は以下のとおりです。NSW州、VIC州及びACTを除き、入州にあたり14日間の自己隔離が義務づけられています。更なる厳しい措置を発表している州もあるので、各州・準州政府のHPを参照し、最新の情報の入手に努めてください。

連邦政府は、必要不可欠でない国内旅行（日常生活で行わないような、長距離移動を伴う他の州への旅行など）を避けるよう呼びかけています。なお、豪外貿省から、州を越えて移動する場合はパスポートや航空券の写しなどを携帯するよう助言がありました。

（1）ニューサウスウェールズ州（NSW州）

○入州規制なし

<https://preview.nsw.gov.au/covid-19/travel-and-transport-advice>

（2）ビクトリア州（VIC州）

○入州規制なし

<https://www.dhhs.vic.gov.au/victorian-public-coronavirus-disease-covid-19>

（3）南オーストラリア州（SA州）

○3月24日（火）より、南オーストラリア州に到着する人に対し、14日間の自己隔離が義務づけられています。従わない場合は罰則が課される可能性があります。

<https://www.police.sa.gov.au/sa-police-news-assets/front-page-news/direction-released-for-travel-into-south-australia#.XoWXcIj7RPb>

（4）クイーンズランド州（QLD州）

○4月3日（金）午前0時1分より、自己隔離を前提とする入州許可措置は廃止され、QLD州居住者又は適用除外となる州外居住者以外の者は、QLD州に入ることができなくなりました。なお、入州が認められる場合も、過去14日間以内に外国又は豪州の特定の地域に滞在した場合には、14日間の自己隔離が求められます。

○州外からのFIFO労働者（建設、製造、資源、農業、漁業等）は、4月4日（日）午後11時59分以降は、重要な資源セクターの労働者と認定される場合のみ、入州を認められません。

<https://www.qld.gov.au/about/newsroom/queensland-border-restrictions>

（5）タスマニア州（TAS州）

○3月20日（金）より、タスマニア州に到着する人に対し、14日間の自己隔離が義務づけられています。従わない場合は罰則が課される可能性があります。

○自己隔離は州政府が提供する宿泊施設で行われ、同施設までの移動手段が提供されます。

<https://dpiwwe.tas.gov.au/biosecurity-tasmania/biosecurity/biosecurity-forms/covid-19-important-information-for-travellers>

（6）西オーストラリア州（WA州）

○3月24日（火）より、西オーストラリア州に到着する人に対し、14日間の自己隔離が義務づけられています。従わない場合は罰則が課される可能性があります。

○4月5日（日）23時59分以降、州境が閉鎖されます。

○3月31日（火）23時59分以降、西オーストラリア州内の移動も制限されています。

<https://www.wa.gov.au/organisation/departments-of-the-premier-and-cabinet/covid-19-coronavirus-travel-and-transport-advice>

（7）北部準州（NT）

○3月24日（火）より、北部準州に到着する人に対し、14日間の自己隔離が義務づけられています。従わない場合は罰則が課される可能性があります。

○4月1日（水）23時59分以降に到着する場合、自己隔離とは異なり、準州政府によって宿泊施設に移送され監視される強制隔離が課されています（4月3日（金）以降到着の場合は、隔離に要する費用は自己負担）。

<https://coronavirus.nt.gov.au/community-advice/border-controls>

<https://coronavirus.nt.gov.au/stay-safe/quarantine>

（8）首都特別地域（ACT）

○入州規制なし

<https://www.covid19.act.gov.au>

2 よくある質問と回答

州を越える移動について、よくある質問と回答は以下のとおりです。

Q 日本への帰国のため豪州国内でのトランジットのため、規制のある州に14日間の自己隔離なしに入れますか？

A 現在、日本への直行便はシドニー空港発のフライトが運航しています。ニューサウスウェールズ州では入州にあたり自己隔離措置を課していないので、豪州国内の空港からシドニー空港に向けて出発し、国際線に乗り継ぐことは可能です。

3 お問い合わせ

詳細については、各州政府（準州・地域を含む）へご照会願います。

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で、メールの配信を変更・停止したい場合は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>